

フランスにおける金融先物取引の会計処理

村 上 宏 之

I はじめに

現在のところ、フランスの商事会社が行う金融先物取引の会計処理を明示している会計基準として、次の二つを挙げることができる。

- ① 1999年 PCG (Plan comptable général, プラン・コンプタブル・ジェネラル)¹⁾
- ② 1986年 CNC (Conseil national de la comptabilité, フランス国家会計審議会) 意見書 29号「MATIF (パリ金融先物取引所) で行われる取引の会計処理」(Avis n°29: Comptabilisation des opérations réalisées sur le marché à terme d'instruments financiers (MATIF))²⁾

上記のうち①1999年 PCG はすべての自然人および法人に適用されるものであり (PCG 110-1条1項), ②CNC 意見書 29号は1999年 PCG に組み込まれている (372-1条—372-3条)。なお, CNC が作成する PCG および CNC 意見書そのものは, 強制力を有しない文書にすぎない³⁾ が, CRC (Comité de la réglementation comptable, フランス会計規制委員会) の規則 (Règlement) によって法的強制力が付与される。

本稿は, フランスの商事会社 MATIF で行う取引の会計処理の規定と事例を概観することによって, フランスにおける金融先物取引の会計処理の現状とその特徴を明らかにしようとするものである。

II 金融先物取引の会計処理の規定

「先物契約」(contrat à terme d'instruments financiers ; contrat de futures)とは、当事者間で予め定められた将来の期日に、定められた価格で、買い手が金融商品の確定した標準量を引き渡され、売り手がこれを引き渡す契約をいう。しかし、先物取引を扱うために組織された取引所の創設によって、契約の相手側は、定められた期日を待たずに、同一期日の反対方向の同一取引によって当初取引を終了させ、現物の物理的引き渡しを行わないことができる。この場合、契約の終了によって、締結日と終了日との相場の相違から生じる差金の受け払いのみが行われる。

MATIF という組織された市場で行われる金融先物契約は、金利契約または株価指数契約を対象とし、さらに先物契約と結び付いたオプション契約も含む⁴⁾。

1 ヘッジ取引

ヘッジ取引の会計処理について、PCG (372-2条4項—6項および445条52号) は次のように規定している。

- ① ヘッジに適格な金融先物契約は、それ自体、当初から会計上識別、処理され、当該契約満期日(または終了日)までこの適格性を保持する(ただし、ヘッジ対象が当該契約終了日前に消滅しない限り、あるいは、当該契約の価値変動とヘッジ対象の価値変動との相関が検証される限り)。
- ② 組織された市場で日々の証拠金の追加または返還によって確認される金融先物契約の価値変動額(未実現損益)は、勘定52「現金性金融商品」(instruments de trésorerie) という仮勘定(compte d'attente) に記入される。
- ③ 契約締結日からの価値変動累計額(実現損益)は、ヘッジ対象の残余期間にわたって、ヘッジ対象にかかる収益または費用の会計処理方法と対称的な(symétrique)方法によって、損益計算書に記載される。

④ ヘッジ対象が消滅するときは、消滅日までに仮勘定に記入された価値変動額はすべて損益計算書に記載され、また、ヘッジ取引が終了していない場合にはこの取引にかかる後の変動はその他の取引（ヘッジ取引以外の取引）として処理される。

⑤ 決算日に取得原価またはこれよりも時価が低い場合には時価で評価されたヘッジ対象については、仮勘定に記入された金融先物契約の価値変動累計額（未実現利得または実現利得）は減価引当金の算定から除外される。

MATIFでは、金融先物契約の買い手および売り手は、証拠金システムによって、契約締結日に当初証拠金を清算機関（MATIF株式会社）に差し入れ、契約日以後清算機関による取引相場の日々の値洗の結果、変動証拠金を追加差し入れしまたはこれを返還される。差し入れた当初証拠金は勘定275「差入証拠金および保証金」の借方に記入され、また、変動証拠金は追加差し入れ（未実現損失）の場合は勘定52「現金性金融商品」の借方、返還（未実現利得）の場合は勘定52「現金性金融商品」の貸方に記入される。したがって、取引所での日々の値洗によって生じた金融先物契約の価値変動額（未実現損益）は、契約終了日まで勘定52「現金性金融商品」で表される。

契約終了日（ヘッジ対象によっては契約終了日前の決算日）以後、金融先物契約にかかる実現損益は、当該日までの価値変動累計額を記入した勘定52「現金性金融商品」から勘定668「その他の財務費用」または勘定768「その他の財務収益」に振り替えられるとともに、ヘッジ対象の残余期間にわたって配分され、ヘッジ対象にかかる収益または費用が認識されるときに損益計算書に記載される⁵⁾。

このデリバティブ取引にかかる実現損益を記録する手続きの目的はヘッジのリスク低下目的とヘッジ取引の経済的実態を明らかにすることであり、ヘッジ手段にかかる損益をヘッジ対象の残余期間にわたり配分することによってヘッジ対象にかかる損益は平準化されうる⁶⁾。

2 ヘッジ取引以外の取引

ヘッジ取引以外の取引（投機取引またはヘッジ規準に適合しない取引）においては、PCG（372-3条1項）によると、組織された市場で取り引きされる金融先物契約で日々の証拠金の追加または返還によって確認される当該契約の価値変動額は、決算日に、損益計算書上、財務費用または財務収益として記載される（時価評価基準（*règle d'évaluation à valeur de marché*）の適用）。

このために、未実現損益を取引別に勘定52「現金性金融商品」に記入し、決算日にその残高を勘定668「その他の財務費用」または勘定768「その他の財務収益」に振り替える⁷⁾。

Ⅲ 金融先物取引の会計処理の事例

MATIFで行われる投資（*placement*）の会計処理は、それがヘッジ取引か、ヘッジ取引以外の取引かによって異なり、また、ヘッジ取引においては投資がすでに行われているか、将来に行われるかによって異なる⁸⁾。

1 組織された市場における所有債券の金利リスクのヘッジ取引

フランスの会社F社は、N年11月15日に、債券ポートフォリオ（*portefeuille obligataire*）を10,000,000 EURで購入した。

会社は、当該債券ポートフォリオのポジションを持つ4カ月の間に、金利が上昇（債券ポートフォリオの価値が下落する）することを懸念する。この金利上昇に予め備え、金利リスクに対するエクスポージャーをヘッジするために、会社は、同日、MATIFにおいて、満期日N+1年3月31日、相場128.82で、想定元本契約（*contrat notionnel*）を20（1契約につき契約上の名目価値は500,000 EUR）先物で売り建てる。差し入れた当初証拠金は、2.5%、250,000 EUR [500,000 × 20 × 2.5%] である⁹⁾。

(1) 契約締結日：N年11月15日

先物契約上の名目金額を契約会計（*comptabilité d'engagement*）において記帳

する¹⁰⁾とともに、MATIF 株式会社という清算機関に差し入れた当初証拠金を記帳する。

N年 11月 15日

8091	金融先物契約見返り	10,000,000	
8018	引き渡した金融先物契約 想定元本契約の売り建て (500,000 × 20)		10,000,000
8028	受け取った金融先物契約	10,000,000	
8092	金融先物契約見返り 金融先物契約の受け取り (500,000 × 20)		10,000,000

注) これらの記入は、取引終了日に反対仕訳される。

275	差入証拠金および保証金	250,000	
512	銀行預金 当初証拠金 (想定元本契約20の売却)		250,000

(2) 契約期間中の追加証拠金および返還証拠金

MATIF では MATIF 株式会社 (清算機関) によって取引相場の値洗が日々行われ、その結果、変動証拠金の追加差し入れまたは返還が行われる。

MATIF 想定元本契約 (先物契約) の取引相場が「表」のとおりであるとすると、そのときの仕訳は次のように示される。

表 想定元本契約の取引相場

日付	想定元本契約 の取引相場	前日相場 との差異	追加証拠金	返還証拠金
N年11月16日	128.92	+ 0.1%	10,000	
N年11月17日	129.62	+ 0.7%	70,000	
N年11月18日	128.42	- 1.2%		120,000

N年 11月 16日

52	現金性金融商品	10,000	
512	銀行預金 追加証拠金		10,000

N年 11月 17日

52	現金性金融商品	70,000	
512	銀行預金 追加証拠金		70,000

N年 11月 18日

512	銀行預金	120,000	
52	現金性金融商品 返還証拠金		120,000

現金性金融商品勘定の残高は、ヘッジ手段の市場価値変動額を表す。N年11月18日の現金性金融商品勘定の残高は、貸方残高40,000 EURである。この残高は未実現利得に対応する。N年11月15日の想定元本契約の当初価値は、12,882,000 EUR $[500,000 \times 20 \times 128.82\%]$ であった。11月18日の想定元本契約の価値は、12,882,000 EUR から40,000 EUR を差し引いた金額12,842,000 EURである。この価値は、N年11月18日の取引相場と一致する $(500,000 \times 20 \times 128.42\% = 12,842,000 \text{ EUR})$ 。

(3) 事業年度Nの決算日：N年12月31日

会社の予想に反して、金利は低下し、想定元本契約の取引相場は132.12であった。

現金性金融商品勘定の借方に示される未実現損失は、330,000 EUR $[10,000,000 \times (132.12 - 128.82)\%]$ になる。

決算日におけるヘッジ手段にかかる未実現損益については、次の四つの方法のいずれかによって会計処理される¹⁾

- ① 第1法：取得原価で評価された資産項目または負債項目にヘッジがかかわるときは、ヘッジ対象について記入が行われないう限り、ヘッジ手段にかかる未実現損益を計上するための記入は行われないう。資産項目または負債項目が取得原価と市場価値とのいずれか低い価値で評価されている場合は、ヘッジ手段にかかる未実現損益は、ヘッジ対象に対して行われた減価引当金繰入額または減価引当金戻入額と同額について計上される。減価引

当金繰入または減価引当金戻入が計上されない場合には、ヘッジ手段にかかる記入は行われぬ。

- ② 第2法：ヘッジ対象の残余期間にわたって、ヘッジ手段にかかる未実現損益を時間に比例して配分する。この方法が最も用いられている方法である。
- ③ 第3法：ヘッジ対象にかかる機会原価 (côut d'opportunité, gain d'opportunité) と同額について、ヘッジ手段にかかる未実現損益を計上する。この方法がヘッジ取引の財務的性質を最も忠実に反映する方法である。
- ④ 第4法：ヘッジ対象の残余期間にわたり記録すべき費用または収益の総額に対する当該事業年度の費用または収益の割合に応じて、ヘッジ手段にかかる未実現損益を計上する。

本事例に戻ろう。現金性金融商品勘定の借方に示される未実現損失 330,000 EUR についても、次の四つの方法のいずれかによって会計処理される。

- ① 第1法によると、この損失はヘッジ対象にかかる利得の会計処理方法と対称的な方法によって認識される。債券ポートフォリオは、会計上、取得原価と市場価値とのいずれか低い価値で評価される資産項目である。すなわち、当該事業年度の決算日に、その市場価値が取得原価よりも低い場合には、減価引当金が設定される。逆の場合には、慎重性の原則にしたがって、どのような記入も行われぬ (場合によっては、これが当該引当金の戻し入れでないとき)。本事例では、金利の低下によって当該債券ポートフォリオの市場価値が高騰しているため、当該債券ポートフォリオに関してはどのような記入も行われてはならず、想定元本契約にかかる未実現損失は計上されえない¹²⁾
- ② 第2法によると、ヘッジ対象の残余期間にわたって、時間に比例して未実現損失を配分する。債券ポートフォリオが4年間所有されるとすると、事業年度Nの損失は 10,397 EUR $[330,000 \times 1/4 \times 46/365]$ になる。

③ 第3法によると、ヘッジ対象にかかる機会原価と同額について、ヘッジ手段にかかる未実現損失を計上する。債券ポートフォリオにかかる未収利息は記帳されなければならないが、この記帳によって債券ポートフォリオ利息にかかる機会原価が認識されることになる。毎年11月15日に受け取る債券ポートフォリオ利息は年7%であり、想定元本相場(価値)132.12に対応する実質金利(intérêt implicite)は5.75%であると仮定しよう。会社は、市場が提示する条件(5.75%)よりも良い条件(7%)で債券ポートフォリオ利息を受け取る限り、機会原価を実現する。上場システムにしたがって3日分の未収利息が加算されると仮定する(3 + 15 + 31 = 49日)と、決算日の機会原価は16,781 EUR [$10,000,000 \times (7 - 5.75)\% \times 49 / 365$]になる。また、債券ポートフォリオにかかる未収利息は93,973 EUR [$10,000,000 \times 7\% \times 49 / 365$]になる。

④ 第4法によると、ヘッジ対象の残余期間にわたる受取利息の総額に対する当該事業年度の受取利息の割合に応じて、ヘッジ手段にかかる未実現損失を記帳する。各事業年度の債券ポートフォリオにかかる受取利息は700,000 EUR [$10,000,000 \times 7\%$]である。会社は、残り4年間で利息総額2,800,000 EURを受け取る。当該事業年度に認識される未収利息は93,973 EURであるので、事業年度Nに会計処理される損失は93,973 / 2,800,000に比例する。したがって、記帳されるべき損失は11,075 EUR [$330,000 \times 93,973 / 2,800,000$]になる。

いずれの方法によっても、債券ポートフォリオにかかる未収利息は計上される。第3法による仕訳は、次のように示される。

N年 12月 31日

5188	未収利息	93,973	
7621	投資有価証券収益 債券ポートフォリオにかかる未収利息		93,973
668	その他の財務費用	16,781	
52	現金性金融商品 MATIFでの取引にかかる損失		16,781

(4) 契約満期日：N+1年3月31日

会社は、N+1年3月31日に、想定元本契約20を当日の相場で買い戻して、そのポジションを終了する。

N+1年3月31日に、次の二つのケースを仮定してみよう。

- (a) 想定元本相場が当初契約相場 128.82 よりも高騰しているケース
- (b) 想定元本相場が当初契約相場 128.82 よりも下落しているケース

(a) 想定元本相場が当初契約相場 128.82 よりも高騰しているケース

会社の予測に反して、金利が低下した。想定元本契約の取引相場は 135.02 であり、債券ポートフォリオの価値は 800,000 EUR 増加し、10,800,000 EUR であった。

金利低下によって、会社が先物で売り建てた想定元本契約を高い相場で買い戻すことになるので、想定元本契約にかかる損失が生じる。当該損失は 620,000 EUR $[10,000,000 \times (135.02 - 128.82)\%]$ である。N年12月31日に損失 16,781 EUR が記帳されているので、差額 603,219 EUR $[620,000 - 16,781]$ のみが記帳される。

債券ポートフォリオの最終価値は、10,180,000 EUR $[10,800,000 - 620,000]$ になる。

契約満期に伴い、当初証拠金 250,000 EUR が回収される。また、契約会計にかかる記帳は反対仕訳される（この仕訳は省略する）。

N+1年3月31日

512	銀行預金	250,000	
275	差入証拠金および保証金 当初証拠金の回収		250,000
668	その他の財務費用	603,219	
52	現金性金融商品 MATIFでの取引にかかる損失		603,219

ヘッジ手段にかかる損益が実現した場合は、前記四つの方法のうち最後三つの方法（第2法から第4法）が用いられる。第3法によると、想定元本契約にかかる損失603,219 EURは、N+1年12月31日の決算日に、機会原価に対応する認識された未収利息の差額に応じて配分される。想定元本契約の取引相場に対応する金利が5.3%であると仮定すると、機会原価はすでに経過した事業年度すなわち1年間に基づき算定される。したがって、事業年度N+1に損益計算書に記載される損失は170,000 EUR $[10,000,000 \times (7 - 5.3)\%]$ になる。

また、同日、債券ポートフォリオにかかる未収利息が記帳される（この仕訳は省略する）。

N+1年12月31日

486	前払費用	433,219	
668	その他の財務費用 ヘッジ対象の残余期間にわたる配分 (603,219 - 170,000)		433,219

なお、当該損失の配分は、上に示した他の二つの方法によっても行うことができる。

- ① 第2法によると、想定元本契約にかかる損失は債券ポートフォリオの残余期間にわたって時間に比例して配分される。債券ポートフォリオの残余期間は3年である。したがって、事業年度N+1に損益計算書に記載される損失は151,493 EUR $[603,219 \times 1/3 \times 275/365]$ になる。

- ② 第4法によると、想定元本契約にかかる損失は、債券ポートフォリオの残余期間（3年）にわたる受取利息の総額に対する当該年度の未収利息に応じて配分される。各事業年度の債券ポートフォリオにかかる受取利息は700,000 EURである。残り3年間の当該債券ポートフォリオにかかる受取利息の総額は、N+1年12月31日に2,100,000 EURである。したがって、事業年度N+1に損益計算書に記載される損失は201,073 EUR $[603,219 \times 700,000 / 2,100,000]$ になる。

(b) 想定元本相場が当初契約相場 128.82 よりも下落しているケース

金利は、会社の予測どおりに上昇した。想定元本契約の取引相場が122.82であり、金利上昇によって債券ポートフォリオ価値が700,000 EUR下落し、その価値総額は9,300,000 EURであった。

しかし、会社は、会社が売り建てたよりも低い相場で当該契約を買い戻すので、想定元本契約にかかる利得600,000 EUR $[10,000,000 \times (128.82 - 122.82) \%$] を実現する。この利得に、N年12月31日に記帳された損失16,781 EURを加算しなければならない。したがって、会計処理される利得は616,781 EURである。

債券ポートフォリオの最終価値は、9,900,000 EUR $[9,300,000 + 600,000]$ になる。

また、同日、契約満期に伴い、当初証拠金250,000 EURが回収され、契約会計にかかる記帳は反対仕訳される（これらの仕訳は省略する）。

N+1年3月31日

52	現金性金融商品	616,781	
768	その他の財務収益 MATIFでの取引にかかる利得		616,781

N+1年12月31日の決算日に、想定元本契約にかかる実現利得（616,781 EUR）は減価引当金の算定から除外される（PCG372-2条6項）。事業年度N+1の決算日に、債券ポートフォリオが700,000 EUR減価されると仮定する

と、設定される減価引当金は 83,219 EUR [700,000 - 616,781] である。

また、同日に、債券ポートフォリオにかかる未収利息が記帳される（この仕訳は省略する）。

N + 1年12月31日

6866	有価証券減価引当金繰入	83,219	
590	有価証券（VMP）減価引当金 ヘッジされていない損失に対する引当金		83,219

2 組織された市場における予定購入債券の金利リスクのヘッジ取引

N年10月20日に、フランスの会社F社は、N + 1年2月28日に売上代金決済によって10,000,000 EURのキャッシュインフロー（entrée de trésorerie）を予測する。そして、この資金で、金利5.5%で債券ポートフォリオを購入することを決定する。

会社は、金利低下を懸念し、同日、満期日N + 1年2月28日、相場110で、想定元本契約を20（1契約につき契約上の名目価値は500,000 EUR）先物で買い建てる¹³⁾

(1) 契約締結日：N年10月20日

契約上の名目金額を契約会計において記帳する。

なお、契約締結日に当初証拠金および契約締結日以後の証拠金の追加または返還が記帳されている（これらの仕訳は省略する。事例1を参照）。

N年10月20日

8028	受け取った金融先物契約	10,000,000	
8092	金融先物契約見返り 想定元本契約の売り建て (500,000 × 20)		10,000,000
8091	金融先物契約見返り	10,000,000	
8018	引き渡した金融先物契約 金融先物契約の引き渡し (500,000 × 20)		10,000,000

注) これらの記入は、取引終了日に反対仕訳される。

(2) 事業年度Nの決算日：N年12月31日

事業年度Nの決算日には、ヘッジ手段にかかる認識された未実現損失は、ヘッジ対象に関してどのような記入も行われえない限り、損益計算書に記載されない。逆に、ヘッジ手段にかかる未実現利得が生じた場合は、当該未実現利得は、同一の理由のため、どのような記入も行われえない。

(3) 契約満期日：N+1年2月28日

会社は、N+1年2月28日に、想定元本契約20を当日の相場で売り戻して、そのポジションを終了する。

N+1年2月28日に、金利が上昇して7%になり、想定元本相場は103であった。会社は、金利7%で債券ポートフォリオ10,000,000 EURを購入する。当該契約にかかる実現損失は、700,000 EUR $[10,000,000 \times (110 - 103) \%$] になる。

会社は、想定元本契約にかかる実現損失700,000 EURを認識し、債券ポートフォリオの購入を記帳する。

また、同日、売上代金の決済、当初証拠金の回収が記帳され、契約会計にかかる記帳は反対仕訳される（これらの仕訳は省略する）。

N+1年2月28日

668	その他の財務費用	700,000	
52	現金性金融商品		700,000
	MATIFでの取引にかかる損失		
506	社債	10,000,000	
512	銀行預金		10,000,000
	債券ポートフォリオの取得		

事業年度N+1の決算日には、事例1で示した配分方法のうち第2法を用いると、この損失700,000 EURは、債券ポートフォリオの残余期間（3年と仮定する）にわたり、時間に比例して配分される。事業年度N+1の損失は、195,616 EUR $[700,000 \times 1/3 \times 306/365]$ になる。また、債券ポートフォリオにかかる未収利息592,603 EUR $[10,000,000 \times 7\% \times 309/365]$ を記帳する。

N+1年12月31日

486	前払費用	504,384	
668	その他の財務費用 MATIFでの取引にかかる損失の配分 (700,000 - 195,616)		504,384
5188	未収利息	592,603	
7621	投資有価証券収益 債券ポートフォリオにかかる未収収益		592,603

なお、当該損失の配分は、事例1で示した他の二つの方法によっても行うことができる。

- ① 第3法を用いると、想定元本契約にかかる損失700,000 EURは、ヘッジ対象にかかる機会原価（未実現利得）に対応する認識された未収利息の差額に応じて配分される。事業年度N+1の損失は、未収利息の差額126,986 EUR $[10,000,000 \times (7 - 5.5)\% \times 309 / 365]$ になる。
- ② 第4法を用いると、想定元本契約にかかる損失は、債券ポートフォリオの残余期間（3年）にわたる受取利息の総額に対する当該年度の未収利息に応じて配分される。事業年度N+1の損失は、233,333 EUR $[700,000 \times 700,000 / 2,100,000]$ になる。

3 組織された市場における予定借入金の金利リスクのヘッジ取引

N年11月20日に、フランスの会社F社は、4カ月後に重要な設備投資を行うこととし、この投資資金を総額20,000,000 EURの長期借入金によって調達することを決定した。現在の金利は9%である。会社は、借入コストを安定させることを望み、金利上昇を懸念して、N年11月20日に、満期日N+1年3月16日、相場110で、想定元本契約を40（1契約につき契約上の名目価値は500,000 EUR）先物で売り建てる。差し入れる当初証拠金は、1契約につき12,500 EUR（総額500,000 EUR）である¹⁴⁾

契約上の名目金額は契約会計において記帳され、当初証拠金および証拠金の

追加または返還が記帳されている(これらの仕訳は省略する。事例1を参照)。

(1) 事業年度Nの決算日：N年12月31日

予測は適中し、金利が上昇し、想定元本相場は104.5に下落した。したがって、未実現利得は1,100,000 EUR $[500,000 \times 40 \times (110 - 104.5)\%]$ になる。また、この未実現利得は勘定52「現金性金融商品」の貸方残高である。会計上、ヘッジされた取引が履行されない限り、どのような記入も行われない。

(2) 契約満期日：N+1年3月16日

会社は、N+1年3月16日に、想定元本契約40を当日の相場112で買い戻して、そのポジションを終了する。金利上昇は生じなかった。会社は、ヘッジ取引にかかる損失400,000 EUR $[500,000 \times 40 \times (112 - 110)\%]$ を実現する。

また、同日、当初証拠金の回収、借入金および設備投資が記帳され、契約会計にかかる記帳は反対仕訳される(これらの仕訳は省略する)。

N+1年3月16日

668	その他の財務費用	400,000	
52	現金性金融商品		400,000
	MATIFでの取引にかかる損失		

この損失400,000 EURは、借入金の残余期間にわたって配分され、当該借入金にかかる費用の会計処理方法と対称的な方法によって損益計算書に記載されなければならない。借入金20,000,000 EURは、N+1年3月16日に、年利8%、利払日年1回(3月16日)、返済期間4年で調達されたと仮定しよう(この仕訳は省略する)。事業年度N+1の決算日には、事例1で示した配分方法のうち第2法を用いると、事業年度N+1の損失は79,452 EUR $[400,000 \times 1/4 \times 290/365]$ になり、前払費用は320,548 EUR $[400,000 - 79,452]$ になる。また、借入金利息にかかる未払利息が計上される。

N+1年12月31日

486	前払費用	320,548	
668	その他の財務費用 ヘッジ対象の残余期間にわたる配分		320,548
661	支払利息	1,271,233	
1688	未払利息 借入金にかかる未払利息 (20,000,000 × 8% × 290 / 365)		1,271,233

なお、当該損失の配分は、事例1で示した他の二つの方法によっても行うことができる。

- ① 第3法を用いると、想定元本契約にかかる損失400,000 EURは、ヘッジ対象にかかる機会原価（未実現利得）に対応する認識された未払利息の差額に応じて配分される。事業年度N+1の損失は、未払利息の差額158,904 EUR $[20,000,000 \times (9 - 8)\% \times 290 / 365]$ になる。
- ② 第4法を用いると、想定元本契約にかかる損失は、借入金の残余期間にわたる支払利息の総額に対する当該年度の未払利息に応じて配分される。借入金（元利均等返済（年払い））にかかる支払利息の総額は4,153,665 EURであるので、事業年度N+1の損失は122,420 EUR $[400,000 \times 1,271,233 / 4,153,665]$ になる。

4 組織された市場における想定元本契約の投機取引

フランスの会社F社は、N年11月10日に、満期日3月31日、相場110で、想定元本契約を10（1契約につき契約上の名目価値は500,000 EUR）先物で売り建てる¹⁵⁾

契約上の名目金額は契約会計において記帳され、当初証拠金および証拠金の追加または返還が記帳されている（これらの仕訳は省略する。事例1を参照）。

(1) 事業年度Nの決算日：N年12月31日

事業年度Nの決算日に、当該契約の取引相場（価値）は107になった。した

がって、N年12月31日の勘定52「現金性金融商品」の貸方残高（未実現利得）は、150,000 EUR $[500,000 \times 10 \times (110 - 107)\%]$ になる。当該事業年度の決算日に、未実現利得は事業年度Nの損益計算書に記載される。

N年12月31日

52	現金性金融商品	150,000	
768	その他の財務収益 投機取引にかかる未実現利得		150,000

(2) 契約終了日：N+1年2月28日

会社は、N+1年2月28日に、想定元本契約10を当日の相場104で買い戻して、そのポジションを終了する。実現利得は、150,000 EUR $[500,000 \times 10 \times (107 - 104)\%]$ になる。

また、同日、当初証拠金の回収が記帳され、契約会計にかかる記帳は反対仕訳される（これらの仕訳は省略する）。

N+1年2月28日

52	現金性金融商品	150,000	
768	その他の財務収益 投機取引にかかる実現利得		150,000

IV 結びにかえて

フランスにおける金融先物取引の会計処理の現状とその特徴を要約することで結びにかえたい。

- ① PCGによる金融先物取引の会計処理においては、MATIFが組織された市場であるので、その取引が「ヘッジ取引」であるか、「その他の取引」（ヘッジ取引以外の取引）であるかによって区分するアプローチが採用されている。
- ② 各金融先物契約上の名目金額は、契約締結日においては、オフバランス契約にかかわるものであるため、貸借対照表上、表示されないが、備忘記

録として「契約」勘定に記入される。契約にかかる価値変動額は、それがヘッジ取引であるか、その他の取引であるかによって異なる方法で処理される。

- ③ ヘッジ取引が組織された市場で行われる場合は、ヘッジ手段の価値変動額は、仮勘定「現金性金融商品」に記入され、次に、ヘッジ対象の残余期間にわたって、ヘッジ対象にかかる収益または費用の会計処理方法と対称的な方法によって、損益計算書に記載される。

ヘッジ対象が消滅するときは、消滅日までに仮勘定に記入された価値変動額はすべて損益計算書に記載され、また、ヘッジ取引が終了していない場合にはこの取引にかかる後の変動はその他の取引（ヘッジ取引以外の取引）として処理される。

決算日に取得原価またはこれよりも時価が低い場合には時価で評価されたヘッジ対象については、仮勘定に記入されたヘッジ手段の価値変動累計額は減価引当金の算定から除外される。

- ④ ヘッジ取引以外の取引が組織された市場で行われる場合は、当該市場で確認されるヘッジ手段の価値変動額は、損益計算書上、財務費用または財務収益として記載される。

注

- 1) Plan comptable général 1999: Règlement n°99-03 du 29 avril 1999 du Comité de la réglementation comptable réécriture du plan comptable général, Annexe à l'arrêté du 23 juin 1999 portant homologation du règlement n°99-03 du Comité de la réglementation comptable, *Journal officiel de la République française*, Annexe au n°219, Lundi 20 et mardi 21 septembre 1999 (その後, Règlement n°99-08 du 24 novembre 1999 du Comité de la réglementation comptable modifiant les dispositions du plan comptable général relatives au traitement comptable des contrats à long terme, *Bulletin trimestriel du conseil national de la comptabilité*, n°121, 1999, pp. 55-58 等によって修正されている).
- 2) CNC (Conseil national de la comptabilité), Avis relatif à comptabilisation des opérations réalisées sur le marché à terme d'instruments financiers (MATIF), *Bulletin trimestriel du conseil*

national de la comptabilité, Supplément au n°65, 1985. この意見書は, Avis n°29 として, CNC, *Études et documents*, Tome III, 1982-1988, Imprimerie nationale, Paris, 1990, pp. 37-38 に収録されている。なお, MATIF は, フランス国際先物取引所 (Marché à terme international de France) ともいわれる。

- 3) CNC 意見書の性格については, Dufils, Pierre / Lopater, Claude / Tourdjman, Catherine, *PCG : Refonte 1999*, Francis Lefebvre, Levallois 1999, p. 81 を参照されたい。
- 4) Dufils, Pierre / Lopater, Claude / Guyomard, Emmanuelle, *Mémento Comptable* 2002, 21^e éd., Francis Lefebvre, Levallois 2001, n°1803, p. 507, n°2141-2, p. 659 et n°2142, p. 664 ; Sentis, Patrick, *Comptabilité et fiscalité des instruments financiers à terme*, Economica, Paris 1998, p. 23.
- 5) Cf. CNC, Avis n°29, *op. cit.*, pp. 3-4 ; Dufils, Pierre / Lopater, Claude / Guyomard, Emmanuelle, *op. cit.*, n°2141-3, p. 660 et n°2142-1, pp. 664-667 ; Sentis, Patrick, *op. cit.*, p. 24, pp. 56-68 et p. 80 ; Valantin, Jean-Claude, *Les nouveaux instruments financiers : comptabilisation et fiscalité*, Castelange Diffusion, Villennes-sur-Seine 1991, pp. 66-67, pp. 70-72 et pp. 77-78.

「現金性金融商品」は, 貸借対照表上, 資産の部「有価証券」の後, または, 負債の部「前受収益」の前に, 区分記載される (PCG521-1 条, 521-2 条および 523-1 条)。

- 6) Sentis, Patrick, *op. cit.*, p. 56.
- 7) Dufils, Pierre / Lopater, Claude / Guyomard, Emmanuelle, *op. cit.*, n°2142-2, p. 667. Cf. Sentis, Patrick, *op. cit.*, pp. 68-69 ; Valantin, Jean-Claude, *op. cit.*, pp. 72-76 et pp. 79-80.
- 8) 本事例は, 主として, 次の文献①に基づいている。また, 本事例作成に当たっては文献②および③も参照した。

① Sentis, Patrick, *op. cit.*

② Dufils, Pierre / Lopater, Claude / Guyomard, Emmanuelle, *op. cit.*

③ Valantin, Jean-Claude, *op. cit.*

なお, 事例の利息計算において日歩計算になっている部分は片端入れ計算によっており, 小数点第 1 位を四捨五入している。

- 9) Sentis, Patrick, *op. cit.*, pp. 22-23 et pp. 56-63. なお, 契約満期日において N+1 年 3 月 28 日を N+1 年 3 月 31 日に修正するとともに, 利息計算等において一部日数が 270 / 360 となっているのを 275 / 365 に修正して再計算している。

Cf. Valantin, Jean-Claude, *op. cit.*, pp. 84-85.

- 10) 金融先物契約, 先物為替予約, FRA, スワップ契約といった確定先物 (先渡) 契約 (contrat à terme ferme) の契約会計においては, この他に, 仕訳記入を簡略化するために, 次のいずれかの方法によっても処理することができる。なお, いずれの方法によっても, 契約会計にかかる記帳は取引終了日に反対仕訳される (Cf. Sentis, Patrick, *op. cit.* ; Valantin, Jean-

Claude, *op. cit.*)。

- ① 借方：勘定 8028「受け取った契約」、貸方：勘定 8018「引き渡した契約」
- ② 買い建てのときは勘定 8028「受け取った契約」、貸方：勘定 8092「契約見返り」、
売り建てのときは借方：勘定 8091「契約見返り」、貸方：勘定 8018「引き渡した契約」

11) Sentis, Patrick, *op. cit.*, p. 24, p. 59 et pp. 64-65.

12) これに対して、想定元本契約にかかる未実現利得が認識される場合は、当該未実現利得は減価引当金の算定から除外される (PCG372-2条6項)。Cf. Sentis, Patrick, *op. cit.*, p. 59.

13) Sentis, Patrick, *op. cit.*, pp. 63-65. なお、利息計算において経過日数が 309 となっているが、これは事例 1 で示したように上場システムにしたがって 3 日分の未収利息が加算されているためと思われる ($306 + 3 = 309$ 日)。また、損失計算において一部 10/12 ヶ月となっているのを $306/365$ 日に修正して再計算している。

Cf. Dufils, Pierre / Lopater, Claude / Guyomard, Emmanuelle, *op. cit.*, n°2142-1, pp. 665-666.

14) Sentis, Patrick, *op. cit.*, pp. 65-68. なお、契約満期日において N+1 年 3 月 15 日を N+1 年 3 月 16 日に修正するとともに、利息計算等において一部日数が $285/360$ となっているのを $290/365$ に修正して再計算している。

Cf. Dufils, Pierre / Lopater, Claude / Guyomard, Emmanuelle, *op. cit.*, n°2142-1, pp. 666-667.

15) Sentis, Patrick, *op. cit.*, pp. 68-69. Cf. Valantin, Jean-Claude, *op. cit.*, p. 75 et pp. 81-83.